新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

東京都新宿区新宿六丁目27番30号 株式会社バンク・オブ・イノベーション 代表取締役社長 樋口 智裕

東京都新宿区新宿六丁目27番30号 株式会社バンク・オブ・インキュベーション 代表取締役社長 樋口 智裕

株式会社バンク・オブ・イノベーション(以下「分割会社」という。)は、2022年9月6日付新設分割計画書に基づき、2022年11月1日をもって、株式会社バンク・オブ・インキュベーション(以下「新会社」という。)を新たに設立し、メタバースプロジェクト(ゲーム×メタバース)の新規事業(以下「本件事業」という。)に関する権利義務を、新会社に承継させる新設分割(以下「本件分割」という。)を行いましたので、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

- 本件分割が効力を生じた日 2022年11月1日
- 2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過 本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、本件分割の差止請求に関する手続は実施しておりません。
- 3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過
 - (1) 反対株主の株式買取請求手続 本件分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割であり、会社法第806条の適用がありません ので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。
 - (2) 新株予約権買取請求手続

本件分割に際して、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者異議手続

本件分割に際して、分割会社は、重畳的債務引受の方法により新会社に債務を承継させておりますので、債権者異議に関する手続は実施しておりません。

4. 本件分割により新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、効力発生日をもって、分割会社から、本件事業に関する権利義務を承継いたしました。新会社が分割会社から承継した資産の額は約20百万円、負債の額は約0百万円(いずれも概算値)であります。

5. その他本件分割に関する重要な事項 該当する事項はありません。

以 上